

報告第 33 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成24年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成24年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	13.3	89.7

2 平成24年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

報告第 34 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成24年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成24年度決算による資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

2 平成24年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立城東中学校校舎改築（建築主体） 工事	契約金額「427,350,000円」を 「431,266,500円」に改める。	平成25年 8 月 20 日

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立城東中学校校舎改築（機械設備） 工事	契約金額「176,400,000円」を 「178,417,050円」に改める。	平成25年 8 月 20 日

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市社会福祉審議会条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 8 月 28 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

盛岡市社会福祉審議会条例（平成19年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「第 8 条第 2 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市保健所手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 8 月 28 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の72の項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同表73の項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同表76の項中「第35条第 1 項」を「第35条第 1 項本文」に、「ねこ」を「猫」に、「犬又はねこの引取手数料」を「犬又は猫の引取手数料」に改め、同表77の項中「動物取扱業登録証再交付手数料」を「第一種動物取扱業登録証再交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 9 月 1 日から施行する。